

いじめ防止基本方針 R2.12改訂

本校では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、平成29年4月1日に「いじめ防止基本方針」として作成し、平成29年8月22日の改訂を受け、平成29年12月に改訂を行った。

学校の教育目標 **明るく笑顔あふれる伊深っ子** 経営方針 **だれもが安心でき、すべての子に力を付ける学校づくり**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【第2条より】

いじめ未然防止のための全体計画

組織

いじめ未然防止・対策委員会

目的：いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みを効果的に行うため。
 構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談主任（養護教諭）担任（全員）
 会議：月1回（最終木曜日に定例化）・学期1回拡大会議（評議員）
 役割：いじめ未然防止等に関わるすべての常務を総括する。

対策

未然防止

- ・温かな人間関係に支えられた学級経営（あなたが大切！だれもが主役）
- ・教育のUD化：どの子も分かる・できる授業
- ・自己肯定感・自己有用感の醸成・規範意識を育てる。
- ・人権尊重・豊かな心の育成
- ・人と人とのつながりを大切にしたあいさつ運動等、保護者や地域への働きかけ

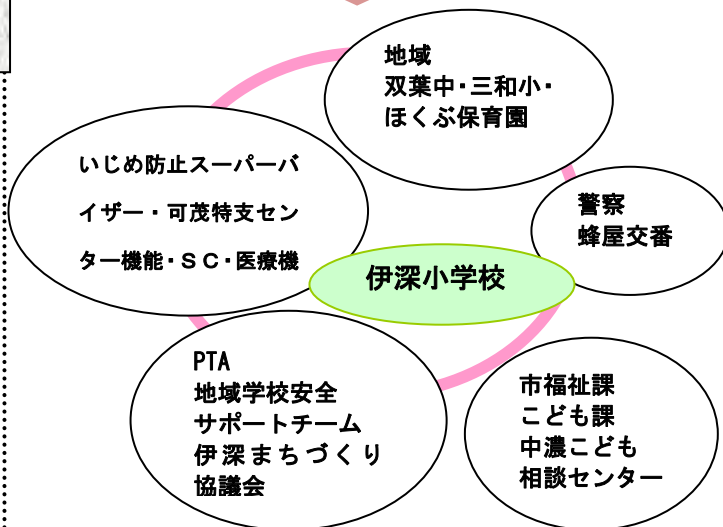
早期発見

- ・児童がいるところに教師がいる。
- ・人権感覚を磨く。
- ・情報の集約と共有
- ・調査の実施
- ・相談体制の整備
- ・相談事業の周知

いじめ事象への対応

- ・発見・通報への対応
- ・正確な実態把握
- ・指導体制、方針決定
- ・ネットいじめへの対応
- ・重大事態への対応
→発生事案に応じて、組織を編成。

連携



研修

- 教職員の資質・能力を高める研修
 - ・ 児童理解
→児童の立場にたつ。
 - いじめられた児童を守りきる。
- ・ 未然防止において大切なこと
- ・ 早期発見において大切なこと
- ・ 重大事態への対処の仕方
→諸機関との連携
- ・ ネット上のいじめについて
- ・ いじめチェックリスト
- 保護者への啓発のしかた